
平成22年第4回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成22年9月6日(月)

1. 議事日程第2号

平成22年9月6日(月) 午前10時開議

第1 日程変更について(議会運営委員長報告)

第2 議案質疑

(議案第52号から議案第71号、諮問第2号から諮問第4号及び報告第3号から報告第4号)

第3 決算特別委員会の設置について

第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第53号から議案第71号、請願2件、陳情3件)

第5 追加議案の上程(議案第72号、議案第73号)

第6 町長の提案理由の説明

第7 質疑・討論・採決(議案第72号、議案第73号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 日程変更について(議会運営委員長報告)

日程第2 議案質疑

(議案第52号から議案第71号、諮問第2号から諮問第4号及び報告第3号から報告第4号)

日程第3 決算特別委員会の設置について

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第53号から議案第71号、請願2件、陳情3件)

日程第5 追加議案の上程(議案第72号、議案第73号)

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 質疑・討論・採決(議案第72号、議案第73号)

出席議員(16名)

1 番 佐藤左俊

2 番 尾方嗣男

3 番	菅 原 一	4 番	柳井田 英 徳
5 番	工 藤 重 信	6 番	河 野 博 文
7 番	高 田 修 治	8 番	宿 利 俊 行
9 番	松 本 義 臣	10 番	清 藤 一 憲
11 番	江 藤 徳 美	12 番	秦 時 雄
13 番	日 隈 久美男	14 番	後 藤 勲
15 番	片 山 博 雅	16 番	藤 本 勝 美

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小 川 敬 文 議事係長（書記） 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	松 山 照 夫
財 政 課 長	帆 足 博 充	地域力創造課長	河 島 広太郎
税 務 課 長	帆 足 一 大	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	横 山 弘 康	建設課長兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	宿 利 博 実	商工観光振興 室 長	河 島 公 司
水 道 課 長	村 口 和 好	会計管理者兼 会 計 課 長	麻 生 太 一
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長	大 蔵 順 一	わらべの館館長	中 川 英 則
行 政 係 長	石 井 信 彦		

午前10時00分開議

○議 長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして傍聴される皆さんにお願いいたします。会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対して、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので報告します。執行部につきましては、野田教世学校教育課参事兼給食センター所長、病気療養のため欠席の届けが提出されております。

ただ今の出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について（議会運営委員長報告）

○議長（藤本勝美君） 日程第1、日程の変更について、議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長清藤一憲君。

○議会運営委員長（清藤一憲君） 皆さんおはようございます。

本日9月6日、町長より追加議案の申し出がありましたので、9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果について報告いたします。

議案第72号並びに議案第73号の工事請負契約の締結について、執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。その結果、追加議案第72号並びに議案第73号は、喫緊を要する案件であり、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程、質疑、討論、採決までお願いしたいと思います。どうかよろしくご審議のほどお願いを申し上げまして、議会運営委員会の協議結果の報告を終わります。

○議長（藤本勝美君） ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決しました。

本日は、議案質疑となっております。質疑に入る前に、平成21年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の決算監査について、監査委員に監査の結果の報告を求めます。

代表監査委員中山キミ子君。

○代表監査委員（中山キミ子君） おはようございます。監査委員の中山でございます。

平成21年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を片山監査委員さんと実施しましたので、その結果について報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成21年度玖珠町歳入歳出決算、基金運用状況を示す書類および財政健全化の審査意見書 1 ページをお開きください。

審査について

第1 審査の対象

1. 平成21年度玖珠町一般会計歳入歳出決算
2. 平成21年度玖珠町特別会計歳入歳出決算
 - (1) 国民健康保険事業
 - (2) 介護保険事業
 - (3) 簡易水道
 - (4) 住宅新築資金等貸付事業
 - (5) 老人保健
 - (6) 後期高齢者医療事業
3. 平成21年度各会計歳入歳出事項別明細書
4. 平成21年度各会計実質収支に関する調書
5. 平成21年度財産に関する調書
6. 平成21年度基金の運用状況に関する調書
7. 平成21年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
8. 平成21年度経営健全化資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成22年7月2日から7月28日まで

第3 審査の時間

午前9時から午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当っては、町長から送付された決算書及び事務報告等の関係書類により、地方自治法及び町の条例等の法規に基づいて適正に執行されているか、各課（室、館、局、センター）毎に期日と時間を定めて関係課長、参事、係長の出席を求めて収入と支出事業の説明を聞き、また、関係証拠書類の提出を求めて審査を行ないました。

歳入歳出で指摘事項等が発生した場合、その都度課長と話し合い改善等の指摘を行ってまいりました。

尚、審査にあたりまして、多忙な中に監査資料を提供いただいた方々に深く感謝申し上げます。

第6 決算書の調書並びに提出時期（地方自治法第233条第1項及び第2項）

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員

に対する決算書の送付については、法定の期限に提出されています。

第7 審査の内容

この決算審査に当っては、玖珠町監査委員条例及び玖珠町監査委員規程、監査基準による他、次の諸点に重点を置き審査しました。

1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
2. 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
3. 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。
4. 支出済額及び予算額は歳出簿と符合しているか。
5. 支出済額は証拠書類と符合しているか。

以下、9項目にわたり審査いたしました。

次に、3ページに移ります。

審査の結果

平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査にあたっては、監査基準並びに重点審査1.から14.に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行収入支出事務の処理については、適正に処理運用されており、それぞれ適法かつ適正であることを認めました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額95億621万8,572円、支出済額90億782万70円、特別会計の計で収入済額41億2,200万6,385円、支出済額40億3,774万5,103円、総額で、収入済額136億2,822万4,957円、支出済額130億4,556万5,173円。この決算額を前年度と比較すると、一般会計で歳入決算額で12億7,451万円の増加で、歳出決算額も13億3,407万1,000円増加しています。

次に、4ページに移ります。

決算の概況について説明をいたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入決算額の状況7ページ第2表のとおりで、総額が95億621万8,000円であります。

その主なものは、地方交付税29億6,511万6,000円、町税15億8,328万9,000円、国庫支出金18億8,434万9,000円、県支出金7億8,278万6,000円などとなっています。

主な歳入について項目別にみますと、次のとおりです。

① 町税について

町税のうち町民税は収入済額6億1,705万9,000円と前年対比で3,172万5,000円の減額となっています。固定資産税は8億415万7,000円で、前年より408万6,000円の減、たばこ税は1億1,689万5,000円と前年対比で27万8,000円の減となっています。

このような中であって、未収金額は2億1,904万6,000円（徴収率87.85%）で、前年度より1億

3, 805万6, 000円の減となっていますが、これは大口滞納者の不納欠損処理によるものです。今後とも引き続き徴収体制の強化など、尚一層の努力と取り組み方を望みます。

以下、ご一読ください。

特に、6ページ、⑭その他で述べていますが、町有休地の有効利活用や、売買等を含め財産収入の模索を念頭に置き検討されることを望みます。

7ページには、歳入決算額の状況、8ページには最近3ヶ年の自主財源及び依存財源、9ページには平成21年度自主・依存財源、下段には地方交付税3ヶ年比較表、10ページには町債発行額年度別比較表、11ページには経常一般財源（経常的な収入）、12、13ページには平成21年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ歳出に入ります。

冒頭に述べましたように、歳出合計は90億782万円であります。構成比順では、総務費17億1, 985万4, 000円で、主なものは玖珠自治会館建設事業4, 935万2, 000円、過疎バス路線対策事業費2, 670万5, 000円、地籍調査事業費6, 990万円、高速玖珠IC前ふれあい広場整備事業1億8, 121万2, 000円、定額給付金給付事業8, 950万1, 000円などとなっています。

次に、民生費16億8, 985万3, 000円の主なものは、重度心身障害者医療費3, 380万3, 000円、障害福祉サービス介護等給付費1億8, 273万7, 000円、児童手当給付費1億183万2, 000円、児童措置費3億8, 205万4, 000円、介護保険繰出金2億4, 707万2, 000円、後期高齢者医療費2億7, 052万7, 000円などとなっています。

次に、教育費12億6, 547万7, 000円の主なものは、学校施設整備事業3, 816万円、学校パソコン整備事業1億2, 935万4, 000円、学校地デジ対策事業2, 119万8, 000円、北山田小学校舎危険改築事業1億9, 953万3, 000円、北山田中学校屋体耐震事業2, 572万5, 000円、駅東自治公民館建設事業2, 014万9, 000円などとなっています。

次に、農林水産業費9億6, 077万4, 000円の主なものは、中山間地域等直接支払事業1億6, 646万円、肉用牛繁殖農家支援緊急対策事業4, 000万円、広域農道・農免道路負担金2, 377万5, 000円、玖珠町畜産振興基金事業5, 000万円、中山間地域総合整備事業2, 169万7, 000円、特防事業（元畑本村農道整備）5, 284万7, 000円などとなっています。

次に、土木費9億5, 685万2, 000円の主なものは、総合運動公園建設事業2億5, 222万6, 000円、町道長列線改築事業2億5, 394万8, 000円、地域活性化・公共投資臨時交付金事業6, 213万円、特定防衛施設周辺整備事業1億8, 088万9, 000円、日出生台演習場周辺障害防止対策事業6, 310万5, 000円などとなっています。

次に、衛生費7億2, 628万1, 000円の主なものは、乳児医療費2, 284万円、簡易水道会計繰出金2, 289万6, 000円、塵芥収集業務委託3, 953万2, 000円、塵芥車庫改築事業4, 427万1, 000円、合併浄化槽設置整備補助金2, 172万8, 000円、し尿・ごみ処理広域負担金3億9, 682万5, 000円などとなっています。

次に、公債費 6 億 6,199 万 8,000 円の主なものは、農林水産業債、土木債（道路）、教育債、総務債などの償還であります。

次に、消防費 3 億 6,541 万 9,000 円の主なものは、常備消防負担金 2 億 2,994 万 7,000 円、特防事業（消防設備整備）1,732 万 7,000 円、地域活性化・生活対策臨時交付金事業（消防ポンプ車購入）1,706 万 2,000 円などとなっています。

次に、諸支出金 2 億 5,794 万 6,000 円の主なものは、基金積立で財政調整基金に 2,540 万 6,000 円、総合運動公園建設基金に 1 億 72 万 1,000 円、地域雇用創出推進基金 6,977 万 8,000 円、地域活性化・公共投資基金に 3,980 万円などとなっています。

次に、16 ページ商工費 1 億 1,938 万 5,000 円の主なものは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業（消費応援券発行事業）3,000 万円、特防事業（三日月の滝公園駐車場用地購入）2,246 万 4,000 円などとなっています。

次に、労働費 1 億 825 万 4,000 円の主なものは、ふるさと雇用再生特別交付金事業 7,460 万 6,000 円、緊急雇用創出事業 2,627 万 4,000 円、地域雇用創出推進基金事業 561 万 5,000 円などとなっています。

次に、議会費は 1 億 345 万円となっています。

次に、災害復旧費 7,227 万 7,000 円の主なものは、農林災害復旧費 4,432 万 2,000 円、土木施設災害復旧費 2,795 万 4,000 円などとなっています。

17 ページに目的別歳出決算額の状況で、1 款から 14 款まで示してあります。

次に、18 ページには経常経費充当一般財源の状況、また、経常収支比率の推移を表しています。

21 年度の経常収支比率は 85.1% となっており、20 年度より 2.1 ポイント下がっています。さらに経常経費の抑制に留意願います。

19 ページには、性質別歳出の状況、20 ページには性質別歳出の図表を示しています。

次に、特別会計に入ります。

（1）国民健康保険事業

歳入歳出の決算の状況は、22、23 ページに示してあります。

歳入総額は 21 億 374 万 7,000 円で、保険税 4 億 6,871 万 3,000 円、国庫支出金 6 億 1,064 万 4,000 円、療養給付費交付金 1,490 万 3,000 円、前期高齢者交付金 5 億 880 万 6,000 円、県支出金 9,535 万 9,000 円、共同事業交付金 2 億 7,789 万 5,000 円、財産収入 15 万 2,000 円、繰入金 1 億 1,594 万 3,000 円、繰越金 602 万 9,000 円、その他 530 万 3,000 円となっています。

また、歳出総額は 20 億 9,938 万 3,000 円で、内訳は、総務費 787 万 7,000 円、保険給付費 14 億 1,896 万 2,000 円、後期高齢者支援金等 2 億 6,100 万 6,000 円、前期高齢者納付金等 74 万 2,000 円、老人保健拠出金 303 万 9,000 円、介護保険納付金 1 億 155 万 9,000 円、共同事業拠出金 2 億 8,704 万 6,000 円、保健事業費 1,589 万 2,000 円、基金積立金 15 万 2,000 円、諸支出金 310 万 8,000 円となっています。

国民健康保険をめぐる諸情勢は、長引く地域経済の低迷の影響で農林業や小売業など自営の被保険者の所得の減少や、格差社会の進展によって低所得者層や無収入層の加入が増大する中で、玖珠町国民健康保険においても財政運営に困難を極めており、医療費の抑制や保険税収入の確保等、事業運営の健全化に向けた努力が望まれます。

後期高齢者医療制度の廃止に伴う新しい老人医療制度が平成25年度から施行されるのに伴い、その受け皿としての市町村国保の位置づけは、未だ流動的な部分がありますが、今後とも被保険者の健康づくりや健診等の保健事業を充実するとともに、国保事業の財政健全化に向けた取組みに引き続き努力をお願いします。

24から27ページには、それぞれの実質収支の推移、被保険者1人当たり・1世帯当たりの保険税負担額の推移、目的別収支の状況、国民健康保険税決算調書が示してあります。

次に、28ページ（2）介護保険事業に入ります。

介護保険関係の歳入総額は17億6,717万1,422円で、歳出総額は16億9,287万8,374円であります。

次に、29ページ、介護サービス事業勘定関係であります。

介護サービス事業勘定関係の歳入総額は1,864万2,617円で、歳出総額は1,383万8,358円、歳入歳出差引残額の480万4,259円は、介護サービス事業勘定の中で次年度繰越となります。

30から33ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、介護保険料決算調書が示してあります。

今後は、保健福祉事業の積極的な推進により、介護者の支援や介護予防への取り組みを強化する必要があります。また、給付費の抑制や利用者がよりよいサービスを受けるために、介護給付及び認定適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。このため、保健・福祉・医療の関係機関と十分な連携を図りながら円滑な介護保険の運営ができるように、一層の努力をお願いします。

次に、34ページ、（3）簡易水道に入ります。

収入済額4,410万1,000円で、昨年と比較して97万円の減額となっています。

主な内訳は、有収水量の減等により水道使用料が70万8,000円の減額、一般会計からの繰入金150万4,000円の減額、分担金が148万6,000円の増額となっています。

支出済額4,407万7,000円で昨年と比較して92万9,000円の減額となっています。工事請負費の220万8,000円の減額が主な内訳です。

35ページには支出概要、36ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に、37ページ、（4）住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは償還金の収納会計事業であります。

収入済額は51万円、収入未済額は3億252万5,000円です。未償還額回収には分割納入等の措置もとられ、努力はうかがえます。引き続き対策を講じ、なお一層の努力を要望します。

次に、38ページ、（5）老人保健に入ります。

老人医療制度は平成20年4月1日診療分から後期高齢者医療制度に引き継がれました。（平成21年

度老人保健特別会計での取り扱いは、平成19年度迄の医療費の精算事務のみです。)

歳入、歳出総額は486万4,000円です。

歳入の主なものは、国庫支出金457万4,000円、諸収入28万6,000円となっています。

歳出の主なものは、繰出金372万6,000円、諸支出金110万3,000円となっています。

尚、老人保健特別会計の精算事務は、平成22年度で終了します。

39ページに歳入歳出決算状況を示してあります。

次に、40ページ(6)後期高齢者医療事業に入ります。

後期高齢者医療事業は、保険者である大分県後期高齢者医療広域連合が療養の給付等を行い、市町村は各種給付申請等の受付と保険料の徴収を行っています。

歳入総額は1億8,296万8,000円で、その内訳は後期高齢者医療保険料1億2,268万円、使用料及び手数料3万8,000円、繰入金5,847万1,000円、繰越金86万7,000円、諸収入91万2,000円となっています。

また、歳出総額は1億8,219万4,000円で、その内訳は後期高齢者医療広域連合納付金1億8,029万6,000円、総務費159万9,000円、諸支出金29万9,000円となっています。

40から41ページには、歳入歳出決算状況、被保険者、各種申請受付者の状況、後期高齢者医療保険料決算調書を示してあります。

次に、42ページです。

平成21年度普通会計財政健全化審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査結果の報告をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果

- ① 実質赤字比率について、早期健全化基準の15%を下回っており良好であります。
- ② 連結実質赤字比率について、基準の20%を下回っており良好であります。
- ③ 実質公債費比率について、基準の25%を下回っており良好であります。
- ④ 将来負担比率について、基準の350%を下回っており良好であります。

以上、是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

43ページには、健全化判断比率の推移を示してあります。

次に、44ページです。

平成21年度玖珠町簡易水道特別会計経営健全化審査意見書であります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果

- ① 資金不足比率について

平成21年度の資金収支は黒字となっており、概ね良好と認められます。また是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

次に、45、46ページに審査意見書が記述してありますので、読み上げます。

審査意見書

財政運営について

世界的な経済危機の中、国は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を実施し、平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目のない経済対策を実施しています。

また地方自治体においては、地域主権確立に向けた制度改革など地方自治体を取り巻く環境は、大きな変革期にあります。

これまで進めてきた行財政改革はもちろんのこと、国が進める施策の遂行と多様化する住民ニーズへの対処など、より一層の努力が求められます。

21年度決算審査の中で、経常収支比率は85.1%（前年度87.2%）と前年よりも改善されましたが、いまだ厳しい状況であり、財政構造の弾力性を失う恐れがあります。

歳出の内訳は、義務的経費34.3%（前年比6.5%減）投資的経費23.3%（前年比5.9%増）その他の経費41.6%（前年比0.2%増）となっています。

平成21年度普通会計財政健全化審査の結果は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており良好でありましたが、今後とも各施設や道路の維持管理費等を注視し、財政の健全性の確保に留意しながら、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層の努力をされるよう要望します。

町税等の徴収について

平成19年度から新たに玖珠町滞納対策検討会議による収納率向上に向けた取り組み、また平成21年度から地方分権の推進に伴う税源移譲等により、自主財源である地方税の収入確保がますます重要度を増してきていることから、その徴収対策について協議するとともに、先進的な団体における取り組みの情報交換等を行うことにより、県と市町村及び市町村相互の連携による地方税の徴収強化を図るため、地方税徴収強化対策連絡会議を開催するなど、徴収体制の強化の取り組みが行われていることについて期待しています。

町税は歳入の根幹をなすものであり、また、他の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅新築資金、町営住宅家賃等の収納ともあわせて、今後も滞納者との緊密な接触をはかり、負担の公平性及び財源の確保のため収入未済額の解消に努力していただき、更なる効果的な対策による滞納整理に努力されることを要望します。

町有休地について

町有休地の有効利活用について、売買等を含め検討されることを要望します。

47ページには平成21年度末債務負担行為の状況、48ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項により、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていること

を認めました。

最後、49ページにまとめが記述してありますので読み上げます。

平成21年度一般会計並びに各特別会計決算書及び、財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査いたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しています。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りなく、非違な点も見受けられず、良く整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引き継ぎえたことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入で12億7,451万円の増（前年度対比15.5%増）になっています。

歳出では公債費、補助費等などが減少しましたが、扶助費、繰出金など増加しました。普通建設事業費は7億6,800万9,000円の増（前年度対比57.6%）、物件費は3億7,078万4,000円の増（前年比47.2%）となりましたが、これは国の経済対策に伴う地域活性化・臨時交付金事業の実施によるものです。

特別会計についても、厳しい財政状況のなかで、黒字決算を成しえたことは評価するところであります。

また、特に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定に伴う『健全化判断比率等』についての審査結果は、平成21年度において、いずれの項目も黒字等により良好（健全）でありました。

この上とも、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等により行政の簡素化、能率効果を高め、経費の節減をはかり、健全財政の継続と確立に努力され、“暮らしやすい町”町民が安心して暮らせる町づくりを推進されるよう切望し、審査意見書のまとめといたします。

次に、平成21年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

意見書の1ページから説明をいたします。

第1 審査の対象 平成21年度玖珠町水道事業会計収支決算

第2 審査の期間 平成22年7月26日

第3 審査の場所 監査事務室

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び付属書類が、地方公営企業法及びその他関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、会計諸帳簿、証拠書類の照合等必要と認める審査手続きを実施したほか、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条「経済性の発揮及び公共の福祉の増進」の主旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、審査を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、

会計諸帳簿と証拠書類との照合結果も符合しました。

よって、これら審査に付された書類は、平成21年度の経営成績及び本年度末における財務状態を適正に表示しているものと認めました。

以下、内容について説明をいたします。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の概要は予算の様式順で説明いたします。

(1) 業務の予定量及び実績について

1 ページから 2 ページに示すとおりで、業務予定量に対し給水戸数3,692戸で8戸の減、有収水量98万4,653 m^3 で、2万5,347 m^3 の減となり、一日平均給水量においても69 m^3 の減となっています。

2 ページに表示してありますように、配水量及び有収水量ともに減少していますが、表下段の有収率については、前年度より2.4%上がっており、漏水の減少が主な要因と思われます。今後も漏水調査等により、有収率の向上についてなお一層の努力をお願いします。

次に、平成21年度水道事業決算額調については、意見書の3ページから6ページに表示してあります。お開きください。

収益的収入について

水道事業収益の総額は1億5,587万6,190円です。その主な内訳では、営業収益1億5,501万540円、営業収益の主な内訳は、給水収益1億4,805万6,990円と受託工事収益537万2,850円、その他の営業収益158万700円となっています。

収益的支出について

水道事業費用の総額は、1億5,396万5,014円です。主な内訳では、営業費用1億2,837万8,840円、営業費用の主な内訳は、原水及び浄水費2,260万9,979円、配水及び給水費が1,757万7,112円、受託工事費537万2,850円、総係費4,055万2,060円、減価償却費4,126万7,517円、資産減耗費99万9,322円です。

営業外費用2,337万8,174円の内訳は、企業債利息1,758万7,674円で、消費税579万500円となっています。

また、特別損失は、220万8,000円となっています。

収益的収支については、地方公営企業法施行令第18条1項の規定に沿って適正な執行がなされています。

次に、6ページの資本的収入および支出ですが、資本的収入については、本年度決算額は0円となっています。

資本的支出については3,530万9,824円で、その内訳は、建設改良費449万9,586円と企業債償還金3,081万238円です。

なお、支出に対し収入不足額は、過年度損益勘定留保資金等により補てんされています。

経営の概要および経営分析について申し上げます。

平成21年度総収益1億4,847万7,595円、総費用1億4,678万685円で、差引169万6,910円の利益が生じています。

経営内容については、総収益は前年度と比較して587万7,334円の減となります。

営業収益の大部分を占める給水収益は、前年度との比較では3万1,831円の増となっており、対前年度伸び率で0.02%増であります。

一方、費用については、1,039万5,731円の減となっており、対前年度比6.6%の減となっております。

費用減額の主な要因は、21、22ページの別表(5)性質別費用比較表を、また、経営分析については、23ページから26ページを参照ください。

11ページをお開きください。3の財政状況であります。

平成21年度水道事業会計決算における貸借対照表に基づき、水道事業の財源状況を前年度に比較しその結果について27、28ページに示していますのでご一読ください。

次に、13ページ、4.平成21年度水道事業会計経営健全化審査意見書についてですが、資金不足比率について、経営健全化基準の20%と比較すると良好であります。

14ページには、まとめが記述してありますので、読み上げます。

平成21年度決算の概要についてそれぞれの項目で意見等を申し述べましたが、決算で示された経営実績の事業収益ならびに事業費用は前年度に比べ減となっておりますが、本年度においては利益を生じており、経費節減に努めてきたところが伺えます。

事業収益の主なる水道料金の増収を計るには使用水量の増加によるもののみであり、給水人口の減少傾向にある中大変厳しい状況にあります。給水区域内の未普及地域への新規加入の促進、有収率のアップに今後とも努めていただきたい。

独立採算制が原則の企業会計においては、水道料金を財源としており、これからも企業債借入金の償還にともない、利息並びに償還額も年々増加し水道事業会計を圧迫することが予測され、更なる経費の節減を強く望むところです。

水道事業関係者は財政状況を的確に把握し経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを更に期待します。

また、水道使用料の未収金の回収についても景気の低迷から未納が増加する中、前年同様に未収金回収に努力されていますが、これからも更に努力を続けることを望みます。

以上で終わります。

○議長(藤本勝美君) これで、代表監査委員による監査結果の報告を終わります。

なお、中山監査委員は、所用のため退席の申し出がありますので、これを許します。

(代表監査委員 中山キミ子君退席)

日程第2 議案質疑（議案第52号から議案第71号、諮問第2号から諮問第4号及び報告第3号から報告第4号）

○議長（藤本勝美君） 日程第2、これより議案質疑を行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第52号、玖珠町教育委員会委員の任命について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案集2ページです。

議案第53号、玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第54号、玖珠町児童医療費の助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページです。

議案第55号、玖珠町過疎地域自立促進計画の策定について、別冊となっています。お出しください。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。

議案第56号、市町の境界変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。

議案第57号、平成22年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 ごみ収集車購入契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、平成22年度玖珠町一般会計補正予算(第2号)について、別冊となっております。お出しください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から、11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

次に、12ページ、歳入、10款地方特例交付金から、15ページ、歳入最後まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

○議長(藤本勝美君) 質疑なしと認めます。

次に、16ページ、歳出1款議会費から、21ページ、5款労働費まで、質疑はありませんか。

8番宿利俊行君。

○8番(宿利俊行君) 8番宿利です。

17ページのですね、1款2項2目の賦課徴収費の中で、委託料の755万7,000円、いわゆる鑑定業務委託、これは評価替えの鑑定なのか、何の鑑定なのか、ちょっとお聞きしたいんですけどね。

○議長(藤本勝美君) 帆足税務課長。

○税務課長(帆足一大君) お答えいたします。

これは、平成24年度の評価替えに基づく不動産鑑定の委託でございます。23年1月1日時点の鑑定を行うということでございます。

○議長(藤本勝美君) 8番。

○8番(宿利俊行君) 恐らく評価替えの鑑定だというふうに私は思っておったんですが、この鑑定の選定というのは、どういうふうになされておりますか。

○議長(藤本勝美君) 帆足税務課長。

○税務課長(帆足一大君) 鑑定の評価については、大分県の鑑定協会というのが県内の一括した協会を作っておりますので、そこに委託をしております。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく21ページ、6款農林水産業費から、24ページ、7款商工費まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく24ページ、8款土木費から、28ページ、9款消防費まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく28ページ、10款教育費から、33ページ、14款予備費、歳出最後まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑ありませんか。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） 24ページの、7款商工費、3目の観光費の中の15節工事請負費の2,152万6,000円というような、これは三日月の滝の便所の建設というふう聞いておりますが、便所の建設はこれまでですね、3ヶ年計画等で十分協議をされて上げてきたのか。私どもがこれまでこの便所の工事については、そういった経過は、なかったのじゃないかなと、最近急に上がってきたこと、その辺をお聞きしたい。

○議 長（藤本勝美君） 河島商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（河島公司君） 工事請負費の三日月の滝の整備であります。今回のこの予算につきましては、主な部分三日月の滝公園駐車場の整備であります。その分については、便所はありません。施設の中の便所のことでしょうか。

○議 長（藤本勝美君） 8番。

○8 番（宿利俊行君） これは駐車場の中にトイレを造ることなんですか。そうじゃないんですよ。これは三日月滝公園の。

○議 長（藤本勝美君） 河島商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（河島公司君） 駐車場の中には、駐車場の整備だけで便所はありません。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） 便所を造るときにはですね、必ず後の維持管理、そういったのはどういうふうになさる。これから町がすべて維持管理をもってするのか、それとも三日月の滝公園がなさるのか、その辺はどういうふうになるんですか。

○議 長（藤本勝美君） 河島商工観光振興室長。

○商工観光振興室長（河島公司君） 三日月の滝の便所についての質問だと思いますので、三日月の滝については、三日月の滝の管理の中で便所を管理していくようになります。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 秦です。20ページです。

4款の衛生費で、2目の予防費ということで、補正額232万1,000円ということで、この概要については、予算案の概要についてこれをいただきましたけども、これは成人用の肺炎球菌ワクチンの接種助成事業ということであると思いますけども、この対象年齢とですね、どのくらいこれ、保険使わなかったら今、個数はどのくらいで、自己負担全額ですね、そしてこれは補助額はどのくらいされるのかちゅうことですね。それで何人くらい想定されているのか、それをお聞きしたいです。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

この件に関しましては、秦議員さんの方からたびたびご要望等いただいているところなんですけど、昨年は新型インフルを、ご承知のとおり蔓延しました関係でそちらを優先させてもらいまして、今年度新たにまた検討をいたしました。

この件に関しては、たびたびお答えでも申し上げてるところなんですけど、この肺炎球菌ワクチンそのものが5ヶ年は抗体化が確実に取れるんですが、その減少してまいりますけど、その5ヶ年の間に一回でよろしいということになってるんですが、2回接種をしますと逆に副反応が出やすいということで、今回検討したのは、1回接種で国の方では十分だということで、1回接種にしております、その対象者も、その副反応が極力医師の判断下において接種ができるようにということで、かかりつけ医をお持ちの基礎疾患をお持ちの患者さん、それから体力が消耗してるとか、この肺炎球菌ワクチンにかかりやすいと予測されるような方に、「医師の判断のもとに」という項目を一つ付け加えましておおよそ500名です。成人ですから小児ではございません、成人を対象にしたワクチン接種となります。

助成をしない場合は、全国版でこれバラバラなんですけど、概ね接種費が7,000円ほどかかります。そこで1回接種料を3,000円の助成をしたいということで、今回500人に対して基礎疾患を有する、そのほか医師の診療のもとに500名に対して153万6,750円ほどの接種料金、その他関係諸費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） これは結局年齢制限というか、例えば75歳とか70歳以上とか、そういうのはないんですか。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 今回年齢制限をもちません。成人であればどなたでも、また基礎疾患を持ち、それから医師の指導下にある方で必要と認められる方にすべてに接種をしたいと思っております。

ます。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） 19ページの3款民生費、1目の老人福祉総務費の中の負担金補助及び交付金でございますが、戦没者追悼式助成金50万とありますが、これは妥当な金額なんですか。各市町村ですか、その辺との兼ね合いといいますかね、そこ辺は十分検討されて上げておるかどうか。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） この金額に関しましては、現在追悼式を行っている市町村ですね、予算編成とそれからうちの規模とそれから近隣との比較を行いまして、あと祭壇料の見積もり等を取った結果、このぐらいの額でいけるのではないかということで計上させていただいています。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 8番宿利俊行君。

○8 番（宿利俊行君） これは追加補正ですからね、これはいつ実行されるんですか。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 今回の追悼式は、戦後65周年ということで、その記念の事業の一環として、遺族会の方等と協議をしまして、共催の形で10月末に、この議会を通りまして審議が終わりましたら早速実行に取り組みさせていただこうと思っております。事前協議は済んでおります。一応10月末の予定でございます。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出してください。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、平成22年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出してください。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出しください。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号、平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっております。お出しください。歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号、平成22年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について、別冊となっております。お出しください。収入、支出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第64号から議案第71号までの8議案は、平成21年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第64号、平成21年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊となっております。お出しください。

1ページ、平成21年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書から、52ページ、22款町債、歳入最後まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、54ページ、歳出、1款議会費から、115ページ、6款農林水産業費最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、同じく115ページ、7款商工費から、171ページ、歳出、14款予備費、最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、172ページ、実質収支に関する調書から、196ページ、基金貸付状況まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第65号、平成21年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別冊の1ページから36ページです。歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第66号、37ページから49ページ、平成21年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第67号、51ページから57ページ、平成21年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第68号、59ページから68ページ、平成21年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第69号、69ページから121ページ、平成21年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第70号、121ページから133ページ、平成21年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 次に、議案第71号、平成21年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、別冊となっています。1ページ、平成21年度玖珠町水道事業決算報告書から、28ページ、企業債明細表まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 次に、議案集に戻ります。18ページです。諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（その1）、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集19ページです。諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（その2）、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集20ページです。諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について（その3）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集21ページです。報告第3号、平成21年度地方公共団体財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集22ページです。報告第4号、平成21年度地方公共団体財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終結いたします。

日程第3 決算特別委員会の設置について

○議長（藤本勝美君） 日程第3、決算特別委員会の設置について議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、平成21年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算を審査するため、8名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、8名で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで委員会構成の協議をするため暫時休憩します。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

執行部の方々はそのまま暫くお待ちください。

午前11時33分休憩

△

午前11時46分再開

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

これより特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

決算特別委員会委員に

1 番 佐 藤 左 俊 君

2 番 尾 方 嗣 男 君

6 番 河 野 博 文 君

9 番 松 本 義 臣 君

11番 江 藤 徳 美 君

12番 秦 時 雄 君

14番 後 藤 勲 君

16番 藤 本 勝 美

の8名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今より指名いたしました8名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

△

午前11時49分再開

○議 長（藤本勝美君） 再開いたします。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長に、11番江藤徳美君、副委員長に1番佐藤左俊君

が互選されました。

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第53号から議案第71号、請願2件、陳情3件)

○議長(藤本勝美君) 日程第4、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第52号、議案の性格上、委員会付託を省略し、議案第53号から議案第71号まで19議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託を行いたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号を除く議案第53号から議案第71号までの19議案は、付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に請願2件、陳情3件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、請願2件、陳情3件につきましては、付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩します。午後1時より再開します。

午前11時53分休憩

△

午後1時00分再開

○議長(藤本勝美君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5 追加議案の上程(議案第72号、議案第73号)

○議長(藤本勝美君) 日程第5、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第72号並びに議案第73号については、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び議案質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤本勝美君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第72号並びに議案第73号は、上程することに決しました。
事務局長に議案の朗読をさせます。

小川事務局長。

○議会事務局長（小川敬文君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第72号 平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業施設整備工事請負契約の締結について

議案第73号 平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備工事請負契約の締結について

以上であります。

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（藤本勝美君） 日程第6、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） こんにちは。午前中は、慎重なる上程された議案につきまして、質疑いただきまして誠にありがとうございます。本日議案の質疑の日でございますけど、追加議案上程のため、日程の変更をご配慮いただきまして、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

その前にちょっと一言申し上げたいんですけど、昨日テレビで見られた方おられるかもしれませんが、玖珠町が全国版NHKのBSテレビで、全国的に生放送で中継されました。伐株山から見る玖珠の風景、そして文化資産であります山路踊り、そして産業遺産であります機関庫の中を全国的に中継されまして、それで感じたことなんですけど、今後、玖珠町も、全国的じゃなくても、いかなる情報をマスコミに提供して、玖珠町のいいところを全国的に知っていただくかということは非常に重要じゃないかと思います。そのためマスコミに対して、どういう情報提供をするかを含めて、今後考えていきたいとそういうふうに思っています。それをマスコミに情報を提供することによっても、ご承知のとおり素晴らしい自然がありますけど、その自然は、十分全国的に耐え得る自然かと思うんですけど、まだインフラ整備において耕作放棄地とか、あと工業団地の問題とか、あと住宅の問題とか水路の問題とか、まだインフラ整備で非常にやっていかなきゃいけないところがあると思います。そういうのをある程度整えれば、十分マスコミの取材に耐え得るというふうに考えておりますから、そういう意味におきまして、住民の皆さんと議会の議員の皆様方、そして町の執行部と一緒に協議しながら、議論しながら、いいまちづくりをしたいと。

そして、ご承知のとおり、あと10年後になりますと玖珠町は人口が1万5,000を割るんじゃないかといわれております。そして40%が65歳以上の高齢化になるわけです。それに向って、ある程度10年後を見据えて、ある程度の町の運営を考えなきゃいけない。それにつきまして議員の皆様方と議会の皆様方と十分議論しながら、いいまちづくりをしたいと思っておりますから、是非ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、追加議案につきまして、提案理由を申し上げさせていただきます。お手元に配付しております追加議案集の第1ページ目をお開きください。

議案第72号は、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業施設整備工事の請負契約の締結でございます。

本案は、工事の性質上、経歴信用を有する業者に請負わせる必要がございますので、要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）に付し、予定価格に達しましたので最高評価者であります新成・ヤマダ建設工事共同企業体代表構成員 新成建設株式会社 玖珠営業所所長 松木純子と請負金額7,864万5,000円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。ちなみに落札率は予定価格の78%でございました。

なお、2ページ目、本工事の平面図など添付しておりますのでご覧いただければと思います。

次、追加議案集の第3ページ目をお開きください。

議案第73号は、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備工事の請負契約の締結でございます。

本案も議案第72号と同様、工事の性質上、経歴信用を有する業者に請負わせる必要がございますので、要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）に付し、予定価格に達しましたので最高評価者であります日本体育施設株式会社 西日本支店 支店長 近藤 孝と請負金額6,127万8,000円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

4ページに本工事の平面図など添付しておりますのでご覧いただければと思います。ちなみに、この工事の落札率は予定価格の77.2%でございました。

以上、運動公園建設事業にかかわる工事請負契約案件を2件追加上程いたしますので、取り計らいのほど宜しくお願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 梶原運動公園整備室長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） お疲れ様です。

町長の今、議案提案の関係ですけれども、資料の説明をちょっと若干させていただきたいと思います。非常にわかりにくいかと思いますが、まず72号関係の資料を、平面図ですが、開けていただきたいと思います。

主な工事内容としては、そこに書いてあります、赤で書いてあります、左側の上の法面工、擁壁工、排水工、縁石工、多目的グラウンドというふうになっております。基本的に、野球場を除いた造成工事の一環というふうに、一言で言えば捉えていただきたいというふうに思います。

それともう一つの73号関係でございます。これ陸上競技場の平面図がございまして、そこにありますように主な工事は、舗装工、排水工、散水設備工、施設工、階段スタンド工というふうになっております。まだ不陸整正、結局路面の整正するとかきれいにするとといった部分で舗装工等もありますが、

芝を張ったり全天候の舗装をしたりするものではなくて、人工芝とかまだそういうのは後でございます。張れるところまでもっていくというような準備というようなものでございます。

もうちょっと詳しく説明すれば、施設整備工事の方でございますけども、法面工がありまして、芝張りの芝が3,120㎡ぐらいになります。擁壁工はL型擁壁というのが140mぐらいです。排水工がいろんなU字溝がいっぱいあります。そういったU字溝を2,490.7m入れていくと。それから集水枡を33箇所入れるとかそういったものがありまして、縁石工が4面歩道ブロックの縁石とかいろいろあります。そういったものを2,519mを入れていきます。

それからグラウンド工整備、そこでいう多目的グラウンドというところがあります。その工事のことですが、その排水工、整備工を一式やっていくんですが、排水工と集水枡を8箇所、それから暗渠排水管を886m、それからスタンド工、コンクリートスタンド2箇所、それからグラウンド施工、バックネット1基、簡易物置1棟、サービス施工としてベンチB4基、そういったものをその施設整備の工事でやっていきます。

それから陸上競技場の整備工の方になりますけども、先ほどいいましたように不陸整正というのが1万9,263.4㎡、それから排水工等があります。排水工が896.2m、それから集水枡が19箇所、暗渠排水が1,795m、それから散水設備工散水栓が2箇所、それから給水管が244m、それから施設工縁石が754.5m、そのほか国旗掲揚台1基、足洗い場1箇所、それから階段スタンド工一式、150人程度座られるようなところでございます。

以上がこの工事の概略です。ちょっと図面に落としにくいもんでこういう形になって申し訳ないと思っております。それから更に、この運動公園2件の契約のほかに契約があります。それは電気設備工が3,517万5,000円でございます。それから給排水設備工事これが1,081万5,000円という4つの工事を今回の運動公園の工事の契約で発注をいたしたいところでございます。

以上でございます。

日程第7 質疑・討論・採決（議案第72号、議案第73号）

○議長（藤本勝美君） 日程第7、追加議案の質疑、討論、採決を行います。

追加議案集1ページです。

議案第72号、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業施設整備工事請負契約の締結について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終わります。

次に議案集3ページです。

議案第73号、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備工事請負契約の締結につい

て、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第72号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 議案第73号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第72号は、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業施設整備工事請負契約の締結についてであります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号は、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場整備工事請負契約の締結についてであります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤本勝美君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（藤本勝美君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

なお、明日7日から14日までの8日間は、各常任委員会、決算特別委員会、県民体育大会の参加及び議案考察のため休会とし、15日は一般質問を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日から14日までの8日間は、各常任委員会、決算特別委員会、県民体育大会の参加及び議案考察のため休会とし、15日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後1時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月6日

玖珠町議会議長

署名議員

署名議員